

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和4年9月30日（金曜日）
午前11時6分開会 午前11時15分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
(1) 議案の審査
議案第70号 土浦市手数料条例の一部改正について
 - 4 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子
副委員長 篠塚 昌毅
委 員 久松 猛
委 員 吉田 博史
委 員 海老原 一郎
委 員 今野 貴子
委 員 島岡 宏明

説明のため出席した者（2名）

市民生活部長 真家 達成
市民課長 羽成 信明

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○吉田（千）委員長 ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第70号土浦市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会、令和4年、9月30日開催フォルダの中の資料1をお開きください。それでは、執行部より説明を願います。

○羽成市民課長 議案第70号土浦市手数料条例の一部改正について、御説明いたします。1の条例改正の趣旨は、現在、国はマイナンバーカードの普及拡大を推進しており、その方策として、マイナンバーカードを使用しての各種証明書のコンビニ交付の手数料を減額し、利用促進策を積極的に取り組むよう、全国の市町村へ要請しております。そのため、急遽土浦市手数料条例の一部改正をお願いするものでございます。マイナンバーカードの普及促進は、令和元年10月に策定された土浦市マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、普及促進に取り組んでおります。9月4日現在、当市の普及率は47.5パーセントの状況でございます。今年度末までに、全ての市民にいきわたる計画でございますので、更なる促進を図るため、国からの要請でもありますコンビニ交付の手数料を減額し、利用促進策を積極的に取り組むため、土浦市手数料条例の改正をお願いするものでございます。2の改正内容でございますが、コンビニで交付する住民票、印鑑証明書、税務証明書等の交付手数料を1件につき300円から200円へ減額するものとなります。3の条例の改正文は、2ページから3ページとなっております。また、土浦市手数料条例の新旧対照表が4ページから16ページになりますので、後ほど見ていただきますよう、お願いいたします。条例の施行日は、令和4年10月24日となります。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

○吉田（博）委員 マイナンバーカードの普及活動というのは、何年目になるんだ。

○羽成市民課長 平成28年から始まっております。

○吉田（博）委員 6年か。6年やっていて47.5パーセント。今年度末に全ての市民に渡せるというのは100パーセントという意味なんだろう。

○羽成市民課長 はい。その目標としております。

○吉田（博）委員 そんな計画作ったって、できるわけないだろう。そんな文入れるんじゃねえよ。いきわたる計画なんて。9月で47.5パーセントだろう。3月いっぱい100パーセントにするということだろう、これ。できるのか。

○羽成市民課長 個人的には無理だと思っております。

○吉田（博）委員 だったら、そんな文入れるんじゃねえよ。一人でも多くの市民に作っていただけるよう頑張るくらいにしておけよ。

○羽成市民課長 国の方針では、全ての市民にいきわたるという表現を使っておりますので、本市といたしましても、それに向かって普及拡大に努めているところでございます。ちなみに、当市の普及率は国の普及率とほぼ同じです。

○島岡委員 ちなみに、コンビニにいくら払うんでしたっけ。

○羽成市民課長 コンビニに手数料は117円を支払っております。300円の証明書

ですと、183円が市の収入となっております。これが、300円から200円になりますと、市の収入は一通あたり83円となります。以上でございます。

○篠塚副委員長 施行日が10月24日なのですが、24日の夜にコンビニの発行する機械が変更になるという理解でよろしいのでしょうか。24時間やっているところも多いと思うんですけども、それは機械の設定をコンビニさんのほうで全部やっていただけるとのことです。

○羽成市民課長 コンビニでの交付は、現在、J-LISと茨城計算センターに委託をしております、10月の23日までに日付の変更業務を完了して、24日には100円減額となった金額で交付される形になります。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 マイナンバーカードの件につきまして、市民がマイナンバーカードを使って、コンビニで証明書がとれるということがもう少し分かるといいのかなというふうに思いますので、その辺の広報、周知に努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○羽成市民課長 コンビニでの証明書の交付ができるということは、広報紙やホームページ、公式LINEを通じて市民の方には広報しております。施行日を24日とした理由は、今日審議いただいて、周知の期間を3週間設けるとということで、設定いたしました。

○吉田（千）委員長 これに直接の関係ではないんですが、マイナポイントの付与申請が12月末までということになっておりますが、現実的には、12月末というのは土浦市においてはいつになるのか、その辺が分かれば、いかがでしょうか。

○羽成市民課長 マイナポイントの付与の延長ということで、9月30日、今日までに申請していただいた方は、期間が延長になり、12月末ということになります。本市といたしましては、郵送でも請求ができますので、そこまでに総務省の方に申請をしていただければ、マイナポイントの申請ができますということです、本市としては、受付するのは御用納めということになりますので、業務としてはそこまですることになります。

○吉田（千）委員長 それでは、採決に移ります。議案第70号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決しました。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。